

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成21年8月31日

京都市長 門川大作

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名称

京都市山科市営住宅整備工事 ただし、3棟西側棟全面的改善工事

(2) 工事場所

京都市山科区西野様子見町1番地の2

(3) 工事概要

ア 改善住棟

(ア) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造11階建て 塔屋2階

(イ) 建築面積 921.36平方メートル

(ウ) 延べ面積 9,342.32平方メートル

(エ) 戸 数 改善前 3K 187戸

改善後 2DK 142戸, 3DK 30戸

イ 新設受水槽

(ア) 構 造 鉄筋コンクリート造平家建て

(イ) 建築面積 55.52平方メートル

(ウ) 延べ面積 55.52平方メートル

ウ 改善ポンプ室

(ア) 構 造 コンクリートブロック造平家建て

(イ) 建築面積 23.44平方メートル

(ウ) 延べ面積 23.44平方メートル

(4) 工期

着工命令の日から10箇月以内

(5) 支払条件

ア 前金払

平成21年度及び平成22年度に、各会計年度の出来高予定額の4割を超えない範囲内で支払うこととする。ただし、各会計年度における前金払の支払限度額は、3億円とする。

イ 部分払

平成21年度に1回以内、平成22年度に3回以内、出来形部分に相応する部分払を行うこととする。

(6) 別途工事

電気設備工事、給排水・衛生・ガス設備工事、畳工事及び昇降機設備工事

(7) 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。

2 入札までの手続

(1) 3の入札参加資格に関する事項について、4に示すとおり入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認めた者を本件入札参加有資格者とする。

(2) 上記(1)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。

(3) 当該有資格者に対して設計図書等の複写を承認し、当該有資格者が設計図書等の複写（有料）入手することにより入札を行う。ただし、下記(5)アに該当する者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることができる（この場合、4(3)のとおり、あらかじめ京都市電子入札システムを通じて、京都市電子入札システムの本件に係る一般競争入札参

加資格確認申請書（以下「電子入札システムの申請書」という。）を提出してお
く必要がある。）。

(4) 本件入札は、総合評価方式により行う。その概要は5において示す。

なお、詳細については、入札参加資格確認通知時に交付する「京都市山科市営
住宅整備工事 ただし、3棟西側棟全面的改善工事に係る総合評価落札方式（簡
易型）落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）において示す。

(5) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。ただし、総合評価に係る技
術資料等については、4(2)ア(ア)の場所へ持参し、提出すること。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に
提出済みの「使用印鑑届」と同一のもの又は受任者がいる場合には受任者
のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）
を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者
が、インターネットを利用して入札データを送信する（以下この方法により
入札する者を「インターネット利用者」という。）。

イ 入札端末機利用者カード（京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第
6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている
者が、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入
札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使
用することにより入札データを送信する（以下この方法により入札する者を
「端末機利用者」という。）。

3 入札参加資格に関する事項

共同企業体として、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 構成員の資格要件

本件一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日の前日において、現に規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であつて、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した日（エにあつては、提出の日から競争入札参加資格確認の日までの間）において次に掲げるすべての条件を満たす者

ア 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づき、平成21年度競争入札参加有資格者格付（建築工事）においてA等級に格付けされていること。

イ すべての構成員が、建設業法に基づく建築工事業に係る監理技術者（平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証を交付されている場合は、監理技術者講習を受講し監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。）を専任で1名以上配置し得ること。

なお、当該技術者は、次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請日において、他の工事に技術者として配置されていないこと。

(イ) 一般競争入札参加資格確認申請日から落札決定までの期間に、すべての工事の入札案件において、技術者として配置を予定されていない者であること。

(ウ) 落札後において、実際に配置する技術者の変更は認められないこと。

(エ) 常勤の自社社員であり、かつ、一般競争入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

ウ 構成員は、本件工事に係る2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

エ 本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から一般競争入札参加資格の確認までの期間において、要綱第29条第1項の規定に基づく競

争入札参加停止を受けていないこと。

オ 本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と本件入札に参加しようとする別の共同企業体の構成員との関係が次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか本件入札に参加できない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

(2) 結成方法

2者による自主結成とする。

(3) 出資比率

構成員の出資割合の下限は、30パーセントとする。

(4) その他

ア 共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が本市へ使用印鑑として届け出ているものを使用すること。

イ 共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

ウ 共同企業体の成立日は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の提出日とすること。

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）（用紙交付）

イ 共同企業体の構成員すべての直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）の写し

ウ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(1)イの技術者を記載し、その者の監理技術者資格者証（表裏両面）の写しを添付すること。また、当該技術者が平成16年3月1日以降に監理技術者資

格者証の交付を受けた者である場合には、併せて監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

なお、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること、及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

エ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（用紙交付）

オ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

国土交通省が示す様式で、平成14年3月29日付国総振第162号により改正後のもの

なお、インターネット利用者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（1部）及び特定建設工事共同企業体協定書（3部）を申請書の提出の日前日までに4(2)ア(ア)の場所まで持参し確認を受けること。特定建設工事共同企業体協定書は原本3部を確認のうえ、2部を返却する。

(2) 申請書等の交付期間及び交付場所

ア 書面による交付

（ア）交付場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

（電話075-222-3313）

（イ）交付期間

公告の日から平成21年9月7日（月）正午まで。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ インターネットからのダウンロード

契約課のホームページに、4(2)ア(イ)の交付期間終了まで、入札公告及び申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4判の帳票として印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

(3) 申請書等の提出方法

端末機利用者は、4(2)アの場所及び期間内に、4(1)の書類を持参し、提出すること。

インターネット利用者は、申請書を提出する日の前日までに、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（1部）及び特定建設工事共同企業体協定書（3部）を4(2)ア(ア)の場所まで持参し確認を受けた後、4(2)ア(イ)の期間内に、京都市電子入札システムの本件に係る電子入札システムの申請書に必要事項を入力のうえ、4(1)ア～ウに掲げる書類をワード、エクセル（Office2003で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）にして添付し、電子証明書を添えて京都市電子入札システムに送信すること。

申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、申請書等を持参する者は、正午から午後1時までを除く。）とする。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨通知があった者は、速やかに、4(2)ア(ア)の場所で本件工事の設計図書等の複写承認申請書及び総合評価に係る落札者決定基準の交付を受けるとともに、本市の指定する印刷所で、本市の指定する期間内に設計図書等の写し（有料）入手すること（ただし、インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等

をダウンロードすることができる。)。

ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者の場合

電話により通知する。

ウ 通知予定期日

平成21年9月10日（木）

エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成21年9月14日（月）午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し、提出すること。

オ 設計図書等及び落札者決定基準に関する質問の取扱い

設計図書等及び落札者決定基準に関する質問の取扱いについては、入札参加資格の確認結果通知時に通知する。

5 総合評価の手続

総合評価は、次の手続により行う。

(1) 技術資料等の提出

必要事項等について記載漏れのない技術資料等を提出すること。

なお、提出期限及び提出場所は次のとおりとする。

ア 提出期限 平成21年9月25日（金）午後5時

イ 提出場所 4(2)ア(ア)と同じ。

(2) ヒアリングの実施

配置する予定の監理技術者等に対して、提出された技術資料の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、別途通知する。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じなかつた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

(3) 技術資料の評価

入札参加資格の確認結果通知の際に交付する落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

なお、本件配置予定技術者については、平成6年度以降に完成済みの同種工事又は類似工事において専任の監理技術者又は主任技術者として従事した施工実績を評価する等、落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

なお、同種工事とは、鉄骨鉄筋コンクリート造で、工事対象床面積が9,000平方メートル以上の共同住宅の改修工事又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が9,000平方メートル以上の共同住宅の新築工事をいい、類似工事とは、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、工事対象床面積が4,000平方メートル以上の共同住宅の改修工事又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、延べ面積が4,000平方メートル以上の共同住宅の新築工事をいい、評価の対象となる施工実績は、工事実績情報システム（コリンズ）で確認できるものとし、共同企業体で参加した場合は、出資比率に関わらず監理技術者又は主任技術者の実績を評価する。

6 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(4)に示す通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 落札決定の日時までの間に、3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 本件入札参加資格の確認後、落札決定までの期間に、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (4) 5(1)に示す技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当するときのほか、提出期限までに必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかつたとき。
なお、技術資料をその提出期限までに提出しない場合には、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、競争入札への参加停止措置を行う。
- (5) その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

7 入札方法等

- (1) 技術資料の取扱い
技術資料による技術提案については、設計変更の対象としない。
- (2) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(5)の方法により入札すること。
- (3) インターネット利用者は、電子入札システムの申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていかなければならない。
また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(2)ア(イ)の期限までに電子入札システムの申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者（4(2)アの場所及び期間内に4(1)の書類を別途提出し、入札参加資格があると認められた者に限る。）が入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一

時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる（入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。）。

(4) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。

(5) 入札を行う者は、次のア又はイの方法により、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載したうえで、ワード、エクセル（Office2003で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader 7.0で扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印したうえで、封入、封かんし、封筒表面にも工事名及び工事場所、会社の商号又は名称を記載して、入札期間の終了までに4(2)ア(ア)の場所に持参すること。

(6) 上記(5)の積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(7) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とるので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。

- (8) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。
- (9) 本件入札において、予定価格及び低入札価格調査制度に係る調査基準価格を入札の前に公表するが、入札参加者の商号（法人にあっては名称）の公表は行わない。

8 入札期間、開札予定日時及び落札者の決定等

(1) 入札期間

平成21年10月13日（火）、14日（水）及び15日（木）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(2) 開札予定日時

平成21年10月16日（金）午前10時

(3) 落札者の決定

落札決定に当たっては、落札者決定基準で示す評価項目のうち、基礎項目をすべて満たしている提案を行った入札者の中から、入札者の提案等に対する評価項目ごとの得点の合計を、当該入札者の入札価格で除すことによって得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を、学識経験者への意見聴取を行ったうえで落札者とする。ただし、その者が低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行ったときは、同制度に基づく調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わないことがある。

また、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあるて、著しく不適当であると認められるときは、その者の次に総合評価点が高い者を落札者とすることがある。

なお、最も高い総合評価点を得た者が二者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

(4) 低入札価格調査資料の提出

本件入札において、低入札調査基準価格を下回る価格で応札した場合には、価格及び総合評価点の順位に関わらず、低入札価格調査制度における必要書類（契約課ホームページ参照）を、平成21年10月20日（火）午後5時までに、4(2)ア(ア)の場所まで持参し、提出しなければならない。

なお、当該期限までに提出されないときは、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を行う。

(5) 落札者に対する通知

落札者に対しては、落札を決定した日に、以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が端末機利用者である場合

電話により通知する。

(6) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者である場合

落札者を決定した日の翌日から3開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）の期間に、来庁時の口頭又は電話による問い合わせがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

ウ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかつた理由について書面による説明を求める場合は、落札者を決定した日の翌日から3開庁日の期間に、その旨記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し、提出すること。

(7) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、落札者を決定した日の翌開庁日の午後1時から契約課のホームページにおいて公表し、併せて契約課で閲覧に供する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

納付。ただし、規則第7条の2第1項第1号から同項第6号に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札の無効

規則第6条の2各号に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札及び予定価格を上回る価格の入札は無効とする。

11 議会の議決に付すべき契約

本件工事の請負契約は、議会の議決に付すべき契約に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結することとする。ただし、仮契約を締結した後、議会の議決があるまでに、仮契約の

相手方に別に定める基準に該当する反社会的行為等があったときは、当該仮契約は解除する。この場合において、仮契約の相手方は、本市に対し、仮契約金額の10分の5に相当する額を違約金として支払わなければならない。

12 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問い合わせ先 4(2)ア(ア)に同じ。
- (5) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）
とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

（行財政局財政部契約課）